

会 議 録

会 議 名	令和6年度 山陽小野田市障がい者差別解消支援地域協議会
開 催 日 時	令和6年11月12日（火） 13：30～15：00
開 催 場 所	市役所 大会議室（3階）
出 席 者	宇部公共職業安定所 岩田 昌之 山陽小野田市障害者協議会 宮川 力雄 山陽小野田精神保健家族会 臼井 文子 小野田商工会議所 堀川 順生 山陽商工会議所 長田 毅彦 山陽小野田市民生児童委員協議会 池田 忠妃己 山陽小野田市社会福祉協議会 森重 陽子 相談支援専門員 吉見 兆生 山陽小野田市市民活動推進課 河上 雄治 山陽小野田市生活安全課 熊野 貴史 山陽小野田市教育委員会学校教育課 山本 敦士
事務担当課 及び職員	福祉部長 吉岡 忠司 福祉部次長 尾山 貴子 福祉部次長 石田 恵子 障害福祉課長 杉山 洋子 障害福祉課課長補佐 松本 啓嗣 障害福祉課障害支援係 係長 岡手 優子 障害福祉課障害福祉係 係長 幸池 百子

会 議 次 第	1. 福祉部長あいさつ 2. 委員・事務局紹介 3. 会長・副会長の選任、会長・副会長あいさつ 4. 議事 (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要 (2) 障がい者差別解消支援地域協議会について (3) 障害者差別解消法改正（令和6年4月1日施行）の概要 (4) 市の相談件数・事例の報告について (5) 障がい者差別解消に係る市の主な取組について (6) 今後の協議の進め方について
	1. 福祉部長あいさつ 福祉部長があいさつを行った。 2. 委員・事務局紹介 ・事務局より委員5名欠席の御報告（最終的に6名欠席） ・配付している名簿より各委員が自己紹介を行い、その後、事務担当課職員が自己紹介を行った。 3. 会長・副会長の選任、会長・副会長あいさつ ・会長、副会長の選任について、自薦、他薦はなし。事務局案として「会長に宮川委員、副会長に森重委員」を提案。全委員が賛同し、承認される。 ・会長・副会長があいさつを行った。 4. 議 事 (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要について 事務局が資料に沿って説明を行った。【資料1－1、1－2】 会長：事務局の説明を受けて何か質問はないか。 →なし (2) 障がい者差別解消支援地域協議会について 事務局が資料に沿って説明を行った。【資料2－1、2－2】

事務局：相談事例の報告様式と複数の機関等によって解決する事案の報告様式、また、これらの報告方法等については、12月中にお示しできるよう準備する。

会長：事務局の説明を受けて何か質問はないか。

→なし

会長：事務局からの報告様式を見られて、意見があれば事務局へ連絡し、事務局の方から委員に修正したものを配付していただきたい。

(3) 障害者差別解消法改正（令和6年4月1日施行）の概要について

事務局が資料に沿って説明を行った。【資料3】

事務局：改定後、合理的配慮として行ったことがあれば参考に教えていただきたい。

→なし

事務局：本日欠席の商工労働課からの合理的配慮に係る情報提供があったのでご紹介する。

①厚狭駅のバリアフリー化工事について

新幹線口ではエレベーター3基の設置をはじめ、ホーム内方線付き点状ブロック、触知案内図、2段手すりの設置、販売機下車椅子用蹴込の整備が完了。

在来線口では、多機能トイレの整備、エレベーター2基が設置完了。

②バスのバリアフリー化について

コミュニティバス「ねたろう号」を更新、ノンステップのバリアフリーとなっている。

今年度中には「いとね号」についてもバリアフリー化対応の更新を予定して、計画的にバリアフリー化を進めている。

会長：宇部公共職業安定所の窓口で、障がい者の方から合理的配慮について何か聞かれたことはあるか？

委員：聞いたことはあまりないが、宇部公共職業安定所の取組としては精神障害者の方の窓口の一元化がある。

会長：事業者の方から合理的配慮についての御相談はないか。

委員：事業者から障害者の職場定着という切り口からはあるが、合理的配慮という切り口ではない。

(4) 市の相談件数・事例の報告について

事務局：５年度の相談件数は０件であった。

相談件数がないことはいいことだが、むしろ相談したいのに、相談できる窓口が認識されていないのではと重く考えている。

障害者差別解消にはまず障害者への理解を求めることが必要だと考えるので、今後は、障害者差別について理解を深める記事を広報やホームページに掲載し、周知を図っていこうと考えている。

１１月１７日に厚狭複合施設で開催されるＳＯＳ健康フェスタにて、障害者差別解消法の理解をテーマとした展示と市の障害者相談窓口の周知を行う予定である。

会長：０件は今年度だけか。

事務局：令和５年度と令和６年度の相談件数は０件である。

会長：０件ということは、差別について「言いたいことはあるがどこまでしゃべったらよいのか」、「言っても理解してもらえないのではないか」と思っている人が多いことが理由だと思う。

(5) 障がい者差別解消に係る市の主な取組について

事務局が資料に沿って料説明を行った。【資料４】

委員：資料の補足で、資料４の④について、昨年度この会議に出たときに「あいサポート運動」の推進について説明を受けたことから、自分が会長をしている民生児童委員定例会で「あいサポート研修」を実施した。

今後も年２回の全体の総会や、秋の研修会などで引き続き取り組んでいきたいので、役員会などで議題として出したい。

障害者の支援に対する学習を少なからず取り組んでいくべきと考える。

会長：資料４の②「筆談ボード」について、自分もろう者に対して手話をするときに、筆談ボードも合わせて使用したら、分からない手話については文字でコミュニケーションがとることができてよかった。また、年齢を重ねていくと耳が遠くなるが、高齢者に対して「筆談ボード」を使用したらコミュニケーションが円滑に行えたこともある。

(6) 今後の協議の進め方について

事務局：今後の協議の進め方について、この協議会は年に１回必ず開催する。解決を図るべき事案について、委員から御連絡があった場合には、その都度開催し、事案の問題点や協議会の関連部署の洗い出し等の協議を行う。

他市の協議内容を確認したら、周知啓発を協議したり、合理的配慮の

事例、相談事例を協議している。

本市は今まで事例の蓄積ができていなかったもので、相談事例や合理的配慮についても、皆様からの御報告、情報共有について御協力いただきたい。

会長：皆さんにお伝えしたいことがある。

今、実際山口県で手帳を持っている方が8万6千人いらっしゃる。山口県の人口が約130万で、15人に1人は、この手帳を持っていることになる。

子ども、障害者への虐待、12万2千806人が虐待の相談をしており、前年比6.1%に上がっている。検挙が2,385件、前年度に比べ9.4%上がっている。心理的、精神的、性的虐待があり、年々上がっている中、差別についての相談が0件であることに疑問がある。

今年の9月1日に「山口県パートナーシップの宣言制度」がスタートし、同性カップルがお互いのパートナーであることを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明する受領証を交付する。同性カップルなどの日常生活の様々な場面で感じている生きづらさを軽減し、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指して導入するものである。

LGBTについて、言葉の定義を知っておいてもらいたい。